

PUBLIC INFORMATION

とっとり市報 No.950

鳥取市の人口

男	：	96,832人	[△68]
女	：	104,125人	[△ 7]
合計	：	200,957人	[△75]
世帯数	：	75,106	[7]

平成18年10月1日現在 [] 内は前月比
 ※住民登録人口と外国人登録人口を合計した
 ものです。

鳥取市役所

☎(0857)22-8111(代)

☎(0857)20-3040

尚徳町116番地 〒680-8571

(郵便物は郵便番号と課名のみで届きます)

鳥取市ホームページアドレス

<http://www.city.tottori.tottori.jp/>

ホームページ抜粋版

(携帯電話対応アドレス)

<http://www.city.tottori.tottori.jp/mobile/>

電子メール

pl-tori@city.tottori.tottori.jp

各総合支所

国府☎(0857)39-0555

福部☎(0857)75-2811

河原☎(0858)76-3111

用瀬☎(0858)87-2111

佐治☎(0858)88-0211

気高☎(0857)82-0011

鹿野☎(0857)84-2011

青谷☎(0857)85-0011

編集・発行

鳥取市企画推進部秘書課広報室

☎(0857)20-3159

印刷／富士印刷株式会社



合併3年目のスタートにあたって

今月1日に鳥取市は合併3年目のスタートを迎えます。

本年8月には、市内全域にわたるケーブルテレビのサービス開始記念式典を挙行了したところであり、情報格差の解消と新市の一体化への新たな一歩を踏み出しました。

この合併により、鳥取市は山陰第一の20万都市となり、人・物・情報の交流が活発化し、産業や文化、教育、福祉、医療など、各方面の活動も盛んになってきました。また、各地域の地域振興の取り組みも、住民のみなさんの手でしっかりと進められています。

私は、本市が行政・財政の両面にわたる改革をさらに前進させ、市民が主役の新しい市政を実現するためには、「住民自治基本条例」が必要だと考えています。この条例は、まちづくりへの市民の参加に関する権利と効果を保障するとともに、市行政の果たすべき役割と責任を明確にするものだからです。この条例の制定に向けて、これからの住民自治のあり方について、市民や市議会議員のみなさんとしっかりと語り合いたいと思います。本市がより自立した自治体として発展し、市民のみなさんが望んでおられる地域の姿を実現していくために、市民と市との協働により地域の課題を解決する新しい仕組みを作ろうではありませんか。

一方で、都道府県の枠を超えた広域行政組織の導入に向けて、道州制の議論が活発となっています。県にかわって州が設けられることになれば、それぞれの都市の自立的発展が一層重要となってきます。私は鳥取自動車道の開通をにらみ、「因幡の祭典」も念頭において、本市と姫路市や岡山市との、県境を越えた三都市間の新たな幅広い交流・連携を三都市の発展の新たな戦略として積極的に推進しています。

合併3年目を迎えた今こそ、まちづくりの基礎となる住民自治基本条例を制定し、地域の活性化に全力で取り組むチャンスです。市民のみなさん、明るい鳥取市の未来を切り開くために立ち上がろうではありませんか。

鳥取市長 竹内 功